

一般廃棄物処理業許可証

住 所 河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 2 3
有限会社 健勝重建
氏 名 代表取締役 相澤 政則 様

令和 7 年 5 月 1 6 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間 処理・最終処分の別	収集・運搬
	取 り 扱 う 一般廃棄物の種類	木くず（剪定木、流木）スキ取物（ボサ類）、 伐根物
営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称		河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 2 3 有限会社 健勝重建
許 可 期 間		令和 7 年 6 月 9 日から 令和 9 年 6 月 8 日まで
一般廃棄物の収集を行う事が で き る 区 域		音更町内の各種工事現場等
許 可 条 件	収 集 し た 廃 棄 物 の 搬 入 場 所	河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 1 2 有限会社 健勝重建 中間処理施設 上記以外に搬入する場合には、町長へ承認願を事 前に提出し承認を受けること。
	そ の 他	関係法令を順守すること。

令和 7 年 6 月 4 日

音更町長 小 野 信 次

